

改善箇所説明図



基準不適合箇所

前照灯

スポットライト

ベースライト

注： は、調整を行う部品を示す

すれ違い用前照灯において、前照灯の製造時の光軸調整が適切に行われていないものがある。そのため、光軸の向きが保安基準第32条の基準に適合しないおそれがある。

改善の内容

全車両、すれ違い用前照灯の光軸を点検し、調整が必要な場合は、光軸調整を行う。